

測量法施行規則等の一部改正について（概要）

令和元年11月
国土交通省
土地・建設産業局

1. 改正の経緯

測量法（昭和24年法律第188号）においては、同法第55条の3の規定により、測量業を営もうとする者に対し、その登録に係る新規申請時及び毎事業年度に、財務に関する書類の提出を求めている。また、財務に関する書類の様式については、測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）第13条及び第14条において定めているところ。

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を20%削減するため、基本計画を策定している。

当該基本計画を踏まえ、測量法に基づく測量業者登録に係る手続きについて、測量業における営業経歴書等の簡素化を実施することとされている。

また、測量業者からも、営業経歴書等のうち財務に関する書類について負担軽減の観点から簡素化を求める要望が多数あがっている。

これらを踏まえ、施行規則第13条及び第14条等について、財務に関する書類の簡素化のため所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 測量法施行規則の一部改正

① 貸借対照表及び損益計算書の様式改正

施行規則第14条第2項で定めている様式のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式について、勘定科目を合計した項目を記載した一覧表とし、あわせて申請者が作成する会社法の規定に基づいた既存の貸借対照表及び損益計算書を添付させることとする。

② 株主資本等変動計算書及び注記表の廃止

施行規則第13条第1項第1号において、申請者が法人である場合に添付を求めている株主資本等変動計算書及び注記表を廃止する。

(2) 測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件（平成19年国土交通省告示第215号）の一部改正

施行規則第14条第2項で定めている貸借対照表及び損益計算書の様式改正を踏まえた所要の改正を行う。

3. 今後の予定

公 布： 令和2年2月（予定）

施 行： 令和2年3月（予定）